

2022.3

春

広島県 医療勤務環境改善支援センター

News Letter

宿日直許可の点検や、新たな申請等の検討も重要！

医師への時間外労働の規制は2024年4月から適用され、年間の時間外・休日労働が960時間超の医師がいる医療機関では、B水準やC水準など時間外労働の水準について都道府県による指定が必要となります。

そのため、まずは労働時間を正確に把握しなければならず、その際には宿日直許可を受けているか否かも労働時間に大きく影響します。常態としてほとんど労働することがない宿日直又は日直の勤務で断続的な業務(いわゆる「寝当直」のような業務)については、図のようなポイントを踏まえて労働基準監督署長に申請し許可を受けると、宿日直として労働時間規制の適用除外となります。一方、宿日直許可を受けていない場合には労働時間となります。

取得している宿日直許可が現在の基準に合っていない場合には、対応が必要となるため早目の点検が重要です。また、救急等で新たな申請は無理と考えていても、業務内容によっては宿日直許可が取得できる場合もあるので、申請を再検討することも重要となります。



宿日直検討の際のポイント

※必ず、引用の資料や最近の情報も確認ください

- 通常勤務の拘束から完全に開放された後のもの
(通常勤務の継続ではない)
- 一般の宿日直業務以外は、特殊な措置を必要としない軽度
又は短時間の業務に限る
- 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとれること
- 原則、宿直勤務は週1回、日直勤務は月1回を限度する
- 宿日直手当は、同種の労働者の一日平均賃金の1/3以上

※宿日直許可は、診療科、職種、時間帯などを限って得ることも可

※宿日直中に、通常と同態様の業務が稀に発生する場合には、宿日直の許可が得られる場合もある。通常と同態様の業務には、本来の賃金を支払う必要がある。



Check

「いきサポ」には、宿日直についての情報も掲載！

厚生労働省のwebサイト「いきサポ」には、医療機関の宿日直許可についての情報も掲載されています。そのなかには、宿日直許可の申請前の注意点や申請方法、具体的な許可事例、関連通知の概要や申請書様式などが含まれています。

許可事例には、救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合（下図）や宿日直の回数が宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮される場合などの事例がいくつか示されています。

このような情報も参考にしながら医師の勤務体制を整え、院内の勤務環境改善を進めていくことが重要になっています。

ICU、救急		【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。	
救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急診療科、病理診断科、精神科		
病床数	350床	労働者数	900人
対象者数等	勤務医44人		
宿日直勤務時間	宿直（週1回）：18時～翌9時 日直（月1回）：9時～18時		
対象業務	ICU（集中治療室）の非常事態に備えての待機、処置確認、呼出対応		
労基署の調査概要	最大収容患者数4人のICUにおいて、 ・1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示どおりの措置がなされていることを確認する「処置確認」（約2分） ・月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るか否かの判断のみを行う「呼出対応」（約20分） 休日・夜間の急患には夜勤医が対応し、宿日直勤務医による対応なし。		

「いきサポ」 https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20210720_02.pdf より抜粋、編集

Click

いきいき働く医療機関サポートWeb（通称「いきサポ」）でチェック

「いきサポ」では、働き方改革関連法など関連の法令や医療機関での具体的な取り組み事例など、勤務環境の改善について様々な情報が紹介されています。

「医師労働時間短縮計画ひな形」も掲載されています。

<http://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>



図：いきいき働く医療機関サポートWeb（通称「いきサポ」）

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医務課内
 TEL:082-513-3056 受付時間：(平日)10時～12時、13時～16時
 (土日祝日、年末年始を除く)